

9条を 戦争放棄 を変えて 日本を戦争する国に

自民党の
改憲案は、
時代に逆行

自民党の改憲案は、国の責任を放棄し、国民の権利を制限するものとなっています。そして、世界でもトップクラスと言われている平和主義を否定し、軍事力を増強しようというものです。

「国民による国家への命令書」から 国民を縛る憲法へ

現行憲法の、世界の歴史でつくられてきた立憲主義「国家権力に縛りを与えるという考え方」から、国家権力が国民に様々な義務を押し付け、国民に対する人権侵害を容易にする憲法に変えようというものです。

平和主義を否定し、 戦争する国、国防軍を創設

侵略戦争の反省から二度と過ちを起こさない平和主義（紛争の平和的解決、戦力不保持・交戦権の否定）は現憲法の最も大きな柱です。それを否定し、国防軍を明記し、どこでも戦争できる国をめざすものです。

生存権保障の放棄と、基本的人権の制限

国民の生存権を保障し、国に福祉国家の実現を義務付けている現憲法から、自助・共助を強調し、国の責任を放棄する狙いです。また、基本的人権に制限を加え、個人の権利よりも国の権力を上に置こうとしています。

地方自治の変質、住民自治を後退

地方自治の主体である、住民を単なる「参画」するだけの存在にして、住民を主権者の立場から引きずり降ろそうとしています。また国の役割を外交・防衛などに特化して、地方からの意見を聞かない考えです。

9条を守り、平和の発信を続けることこそ 国際社会への貢献

自治労連はめざします。 憲法がいきる国と地域を。

- ・紛争の解決は、軍事ではなく話し合いによる平和的解決を。
- ・憲法をいかし、誰もが健康で文化的な生活をおくれる社会保障制度の充実を。
- ・原発ゼロ、核兵器廃絶で平和で公正な日本と世界を。



参議院選挙で憲法を守る勢力を多数派に

憲法96条 変えてはいけません

憲法改正
の
手続き

「国民の権利」を守っているのが 憲法96条

国民主権を約束させ、国家権力を暴走させないための、憲法だからこそ、時の政権が思うがままに憲法を変えることができないように、国民の権利を守っているのが憲法96条です。

しかし、自民党は、憲法96条の発議要件を3分の2から過半数に変更して、憲法の変更を容易にしようとしています。たとえば、マンションの改修工事を行う時でさえ、管理組合の4分の3以上の賛成がなければできないというのに、国の運営のおもとである憲法の改正要件を軽くするのはもってのほかです。



今国会にも憲法改正の発議が

「不完全な国民投票法」 未解決の18もの付帯決議

強行採決された国民投票法は、18もの付帯決議がつけられていることから見ても不完全なものです。

最低投票制度が設けられていないことから、低い投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないように「最低投票率制度について検討」されることや、18歳からの投票を可能にするため、必要な法制上の措置がされなければなりません、そうした検討がされないままとなっています。

改憲のための手続きを定める 「国民投票法」

(2007年成立、2011年より発議可能)

「国民投票法」は、改憲の手続きを定めたものです。憲法改正原案の発議は、衆議院100名以上、参議院50名以上の賛成で国会に提出することができ、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国民投票が実施されることとなります。

国民投票は、国会発議後60～180日間の期間を経た後に、18歳以上の国民により、憲法改正案ごとに一人1票で実施され、賛成票と反対票の合計の過半数の賛成で成立することとなります。

「改正」の狙いは9条改憲と 国民主権の制限

96条「改正」の狙いは、2つあります。1つは、9条改正に向けた第1ステップです。改正手続きの変更だとして、欠陥だらけの国民投票法で国民投票を実施し、制定以来初めての改憲を国民に体験させようとするものです。2つには、不安定な政権下でも真の狙いである9条の改悪と、基本的な人権、国民主権の制限などを過半数でも発議できるようにしようというものです。

憲法96条

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2013年春

自治労連

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館
TEL 03(5978)3580 FAX 03(5978)3588 Email:jichiroren@jichiroren.jp

自治労連 検索